

2. 常東地区における地域内交通について

【道路運送法に基づく報告事項】

①運賃分科会の結果報告（常東地区の実証実験運賃設定）

1

①運賃分科会の結果報告（常東地区の実証実験運賃設定）

足立区地域公共交通
活性化協議会事務局
令和 7 年 3 月

運賃設定の決定

200円／1乗車(現金払いのみ)※未就学児は無償

意見徴収の結果(道路運送法第9条5項の規定に基づき実施)

(1)意見徴収期間

令和7年1月22日(水)から令和7年2月15日(土)

(2)意見(1件)

・都バスは210円、東武は230円と高いので150円くらいが良いと思う。

運賃設定の考え方

運賃の設定は、利用者にとって利用しやすい運賃設定にすべきだが、周囲を運行する既存公共交通機関への影響を考慮しなければ民業圧迫となり、場合によっては既存公共交通機関が縮小してしまい、地域全体の利便性が低下する恐れがある。

周囲の既存公共交通網の状況や、導入する交通手段の利便性など総合的に勘案し、1乗車につき200円として運賃設定を行う。

2